

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
【有料職業紹介事業における手数料】 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス (成功報酬型)	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>100%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分)に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>100%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
(サーチ／スカウト型) 特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 <u>2,000,000 円</u> 活動 1 日あたり <u>200,000 円</u> 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>100%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分)に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>100%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

【職業紹介の付加サービス】 求人への充足に向けた求人者に対する 専門的な相談・助言サービス	活動 1 日あたり <u>500,000 円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
【再就職支援サービス】 就職を容易にするための求職者に対する 専門的な相談・助言	着手金 <u>1,000,000 円</u> 相談・助言終了時 <u>1,000,000 円</u> 成功報酬 <u>1,000,000 円</u> 手数料負担者は 関係雇用主 とします。
【返戻金について】 有料職業紹介事業における返戻金の 有無	当社紹介により就職した者が下記期間に本人の 都合による退職又は本人の責めに基づく解雇に より雇用を終了した場合、受領した成功報酬より 次に定める金額を求人者に返還する。 ・入社後 3 ヶ月未満での退職の場合 成功報酬額の 30% 但し、下記の場合返戻金対象外となります。 1. 入社前の労働条件通知書内容と実際の業務内容が 著しく相違することに起因する退職の場合 2. 不慮の事故等により、本人の就業が困難となった場 合

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 26 - ユ - 300401

事業所の名称及び所在地

株式会社 人事部

京都市中京区烏丸通下ル七観音町 623 番地

第 11 長谷ビル 5 階